

令和5年度第2回羽村市文化財保護審議会 会議録	
日 時	令和5年7月15日(土) 午後3時00～午後4時50分
会 場	羽村市郷土博物館 会議室
出席者	白井 裕泰 会長、和田 哲 委員、坂上 洋之 委員、坂詰 智美 委員、鈴木 秀和 委員
欠席者	島田 秀男 副会長、金子 淳 委員
議 題	1 あいさつ 2 議題等 (1)令和5年度第1回羽村市文化財保護審議会会議録の確認について (2)令和5年度文化財説明板の作成・設置について 3 報告事項 (1)市指定有形文化財「禅福寺の山門」について 4 その他 (1)次回日程について 令和5年 月 日 ( )
傍聴者	なし
配布資料	令和5年度第2回羽村市文化財保護審議会 次第 令和5年度 文化財説明板文面(案)【資料1-1、1-2、1-3】
会議の内容	1 あいさつ (会長) <あいさつ>  2 議題等 (1)令和5年度第1回羽村市文化財保護審議会会議録要旨の確認について (事務局) 令和5年度第1回羽村市文化財保護審議会会議録については事前に送付したとおりで、訂正等があれば御指摘いただきたい。 (会長) 令和5年度第1回会議録要旨について訂正、御意見等あるか。 (委員) 特になし。 (会長) 無いようなので、令和5年度第1回については会議録を承認する。  (2)令和5年度文化財説明板の作成・設置について (会長) 事務局から説明をお願いします。 (事務局) 前回会議で事務局案を用意するとお伝えした。これらを参考として御検討いただきたい。【資料1-1、1-2、1-3】を読み上げ (会長) それでは、それぞれ検討していく。資料1-1について意見、質問等はあるか。

(委員) 3行目の「明治政府から水質汚染を理由に中止されてしまいました。」の「明治政府から」の部分を削除した方が良い。

(会長) 実際に指摘したのは、明治政府ではなく東京府である。

(委員) 禁止の通達は明治政府から出されていたはずである。

(会長) 通達を出したのは、もちろん明治政府だが、水質汚染を理由に中止するよう指摘したのは、東京府であるため、そもそも文章が誤っているのではないか。

(委員) そもそも玉川上水は江戸城で使われており、明治に入り東京へ遷都されたため、政府としての意向の方が大きく、関係所管として東京府が指摘したという形ではないか。

(会長) 私の認識では、当時、明治維新後の建設のための砂利運搬の需要が大きく、また通船による収入などの経済的理由により、明治政府は通船を続けたかったのではないか。いずれにせよ「明治政府から」の部分は削除した方が良いだろう。

(委員) どこが禁止したかにせよ、水質汚染のため禁止するということは、公的に言っている理由のひとつであるため、その方が良い。

(委員) 昨年度説明板を作成した際に、年号の記載方法について、西暦を前、和暦を後ろに統一するよう申し合わせたはずだったが、それと違う記載となっている。

(事務局) 記載を修正する。

(委員) 最後の2行は、過去に設置していた説明板の文章を活かした形なのか。

(事務局) 文章については、過去に設置していた説明板の文章ではなく、前回議論した内容を反映させ、通船事業に主眼を置いた形にした。また、「この付近には、かつて船着き場があったとされています。」の部分に注釈を入れるのか、本文中に取り入れるのかなど御検討いただきたい。

(会長) 注釈の部分は3案共通なので、ここで検討したい。これを本文に入れると文量としてはどうなのか。

(事務局) 300文字が目途、3案は250～260文字前後であるが、その他、英文などが入る。また、注釈にすることで、文字のポイントを下げる事が出来るので、スペースを有効に使える。

(会長) 注釈の部分本文に入れると、文字数が多くなってしまうので、注釈を入れる形で良いか。

(委員) 異議なし。

(会長) その他意見等ないか。

(委員) 資料1-1の方だけ旅客について触れているのは何故か。

(事務局) 資料1-1は過去に設置していた説明板の文章を活かしたため、旅客について触れているが、資料1-2、1-3は通船事業に主眼を置き、通船の内容についての文章量を増やしている。

(委員) 資料1-1の旅客の部分を活かし、「明治政府から」以下は資料1-2を活かし、つなぎ合わせた方が良いと思う。

(委員) 資料1-2、1-3には、砂川・羽村・福生の名主について触れている。何か意図があるのか。

(事務局) 通船に主眼を置き、通船についての説明の文章量を増やしたためである。

(会長) 資料1-1の「多摩川の土手に沿って馬車鉄道を造る計画」の部分について、多摩川の土手ではなく、玉川上水の土手ではないか。

また、資料1-2の青梅鉄道開設への影響は、この付近の人々が通船事業に代わって強く請願したのでこれで良いが、甲武鉄道への影響はまた別ではないか。そのため、甲武鉄道の部分は削除した方が良いと考える。

(委員) 「馬車鉄道」については、私も玉川上水の土手だと考える。

(事務局) 過去に設置していた説明板の文章のとおりである。

(委員) 青梅鉄道開設の影響「甲武鉄道や青梅線開設のひとつのきっかけ」については、通船事業の廃止から時が経ち、甲武鉄道とのつながりの中で青梅鉄道を捉えた方が良く、通船事業は関係ないのでは。

(会長) そこは議論があるが、通船事業がとん挫し、何度となく申請したが、それが青梅鉄道の開設により代替できることから、そこにつながったということだろう。

(委員) いずれにせよ、直接関係あるのは、馬車鉄道の方である。

(会長) 確かに、これは砂川村名主源五右衛門が計画したものである。

(会長) この場所に説明板を設置する意義を考えた場合、これを請願したのはこの地域の名主であるということは、とても意味があるため、この文章は入れた方が良いと思う。ただし、名主の順番は変えた方が良いのでは。請願書の順番では羽村が一番ではなかったか。

(委員) 文献上の順番はともかく、羽村市で設置する看板なのだから、羽村が一番で良いのでは。

(委員) 当時こういう人達がいたからこそできたことであるため、この文章はあっても良い。

(委員) 主導したのは砂川村名主源五右衛門かもしれないが、上流からの順番でもいいのではないか。

(会長) 順番は、玉川上水上流から羽村、福生、砂川ということで良いか。

(事務局) 砂川家文書にある請願書の順番は、羽村・福生・砂川の順である。

(会長) 資料1-2「多摩地域はもちろん近隣諸県の物産が輸送されました。」の部分について、八王子を經由して山梨県の物産など運んだかもしれないが、具体的に場所を明示できないので、削除しても良いのでは。

(委員) 「多くの人が船や船頭を用意してこの事業に参加し、多摩地域はもちろん近隣諸県の物産が輸送されました。」について、「多くの人が船や船頭を用意してこの事業に参加」は事実なので活かせる。また、近隣諸県の近隣は、山梨や長野の物産を運んだというのも、そのとおりなので活かせるのではないか。

(会長) 文字数の制限もあるので、精査する必要がある。確かに、「多くの人が船や船頭を用意してこの事業に参加」については事実で、特に青梅の人が多く参加している。羽村の船溜まりでは15艘もあり、他では見られない、多くても11艘位である。特に青梅の人が船主として参加し、羽村が物流の集積地となっていたという意味では重要な視点でもある。羽村は船溜まりも物置場も大きい、物置場は3棟作っており、長さは10間で合計30間、巨大であり、それだけの物資が集まったといえる。羽村にとって通船事業はとにかく大きく、それをやった羽村名主源兵衛の力といえるだろう。

(事務局) 資料1-2では「近隣諸県の物産が輸送された」と大まかに示し、資料1-3では、物産について具体的に示している。文字数の関係もあるので、資料1-1のように大まかにまとめて示す文章で良いか。また、通船事業にかかる往復の日数を示している。この辺りについて、御意見をいただきたい。

(委員) 往路については1日で到着するため、東京へ生鮮食料品を運ぶことができ、復路については、内陸にはない物産を運ぶことができるのが通船事業の目玉であっただろう。積載量については2t位積めるので、かなりの量を積むことができる。復路は船を引くのであまり積めないが、往路はかなり積むことができ、重い方が船は安定する。通船事業について、一般の人はあまり想像ができないと思うので、これだけの事業をやっていたということを示すのには良い。

(会長) 往路については、1日もかからないのでは。

(委員) 水流による。渇水期は難しく、水量が多ければ早い。また、上流では満杯までは積まず 途中の船溜まりでも荷物を積んで東京へ運んでいた。そういった契約もしていたようだ。

(委員) 途中で降ろすこともあったのか。

(委員) それもあったようだ。全部を東京まで運んだわけでもない。

(委員) 途中は止まらず、直通だと6時間位で東京へ到着する。水流の速さから計算すると6時間位と言われている。

(事務局) 一般の人からみると、往復で何日かかるのか書いてあると想像しやすいので、記載する方向で良いか。また、物産を詳しく記載する部分については、文字数の関係で記載が可能であればということで良いか。

(委員) 具体的に「ぶどう」を記載するよりは、資料1-2「多摩地域はもちろん近隣諸県の物産が輸送されました」と記載した方が確実である。季節によって作物も違うので、明確に言えないためである。地域を記載しておけば、ある程度推察してくれるだろう。

(会長) 「近隣諸県」ではなく「甲州や信州」に入れ替えた方が良いのでは。

(委員) その方が、ぶどうなどを推察してくれると思う。

(委員) 資料1-3について、どのような物産を運んだか興味がある人もいると思うので、詳しく書いてある部分を活かしても良いのではないか。ただし、旅客のことが書かれていないので、「たばこが船で下り1日で運ばれ」の代わりに、「人々も利用した」というような旅客についての説明を入れてはどうか。

(会長) 文字数の制限があるので難しいだろう。物産については、文献上見たことがない、常設展に記載されているだけであり、おそらく間違っていないと思うが、文章を活かすのであれば根拠を確認する必要がある。そのため、資料1-2のように具体的には明記せず、甲州・信州など地域を記載して推察してもらおう方が良い。

(事務局) タイトルの「玉川上水の通船事業」については、どうか。「事業」が入ると商業的な意味合いが強くなるので、通船の内容を多く記載したため、このタイトルとした。

(会長) 文献的には通船であるが、内容的には通船事業である。ただし、明治期には、通船としか言っていない。説明文の中に通船事業の文字が入っていれば、タイトルは通船が良い。資料1-1、1-3には通船事業の文字が入っている。歴史的な言葉として通船を活かすということで良いか。

(委員) 文献上も『玉川上水通船一件』であるため、通船が良い。

(会長) 資料1-1の2行目の「通船事業」について、括弧の意味は何か。

(事務局) 一般の通船事業を知らない方へ強調するため、括弧書きにした。

(会長) 船溜まりの文字はこれで良いか。文献上は「船溜」である。送り仮名は削除した方が良い。

(委員) 我々委員は「船着き場」と「船溜まり」の違いはわかる。船溜まりは船と物置場があるもので、船着き場はただ船を着けるものである。内容的には船溜まりだが、一般の人にわかりやすく船着き場でも良いのではないか。

(会長) 船溜まりの方が良い。船着き場は荷揚場であり、船を着ける場所である。物置場がある船溜まりとはちがうものである。

(事務局) 本文中の船着き場(船溜まり)の説明について、注釈があるため簡単に触れているが、これで良いか。

(会長) 注釈の部分、『里正日誌』の方の文章は船溜まりだけでなく、物置場も重要であるため、「船溜・物置場」という記載にした方が良い。なお、羽村橋上流の方は「船着き場」で良い。本文では「この付近にはかつて通船事業の船溜があったとされています。」と1行程度記載があれば良い。

(会長) それでは、以上の議論を踏まえ、今回は3案をひとつにまとめた事務局案を基に議論を進める。

(会長) 設置場所について、前回の審議会で、通船事業に主眼を置けば、設置場所にこだわる必要はないという議論になっていたが、第3案として提案したい。第1案は従来の設置場所(羽村橋上流)、第2案は第3水門付近(羽村橋下流)であったが、第3案として羽村橋のたもと、歩道橋を降りたところ(羽村堰入口信号付近)である。理由としては、船溜まり設置の文献には〇〇橋の上流・下流など、橋が起点となっていることから、橋のたもとに設置することが適当であると考えたためである。

それでは、次回審議会で本文と併せて設置場所についても検討したい。

### 3 報告事項

#### (1) 市指定有形文化財「禅福寺の山門」について

前回会議後、火災によるき損のため、「文化財の滅失等の届」を受理した旨を報告。

また、今後の修復工事の概要及び委員からの意見聴取の流れを説明。

### 4 その他

#### (1) 次回日程について

(事務局) 例年11月に開催し、併せて視察を行っているが、文化財説明板の議論があるので、視察については、第4回審議会開催の際に検討したい。

(会長) 候補日を11月4日(土)、25日(土)、12月2日(土)、9日(土)として、調整のうえ決定とする。

(会長) 以上で本日の審議会は終了とする。